



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
	政策の達成目標	国立大学法人等における寄附金収入を増加させることにより、法人の経営基盤の強化を通じて、教育研究の振興を図るとともに、国立大学法人等による教育研究の成果を広く社会に提供するための活動を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応しつつ、教育研究活動の質を確実に向上させていく必要があるものとされている。
有効性	要望の措置の適用見込み	国立大学法人等へ寄附を行う個人
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	特定寄附信託に係る利子所得の非課税措置の対象法人に国立大学法人等が追加されることにより、国立大学法人等の卒業生等により同制度が活用され、個人寄附金を増加させるものと考えられる。特定寄附信託に係る利子所得の非課税措置の対象法人に国立大学法人等が追加されることにより、国立大学法人等の卒業生等により同制度が活用され、個人寄附金を増加させるものと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【所得税】 国立大学法人等への個人からの寄附金には所得控除が適用される【所得税法第78条】 【法人税】 国立大学法人等への法人からの寄附金は全額損金算入【法人税法第37条】
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(平成27年度予算) 国立大学法人運営費交付金：10,945億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国立大学法人等の経営環境は厳しさを増している。教育研究活動を安定的に行うためには、公的助成に加えて、多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。 さらに、教育研究の成果を広く社会に提供するという国立大学の使命を果たすためには、成果を社会へと積極的に提供するための財源としての外部資金の獲得を進めることが必要である。 よって、国による予算上の措置と、外部資金の拡大のための制度改善は、両者あいまって国立大学法人の経営基盤の強化が実現されるものであり、補完的な関係にあるといえる。
	要望の措置の妥当性	特定寄附信託制度の利点は、公的な機関に対して寄附を行おうとする意志を有する個人が、多様な寄附対象から、自らが望む寄附先を選択することを可能とする点にある。こうした利点を最大限生かすためには、対象となる法人を現在指定されている法人に限定する合理的な理由はなく、同制度の対象として国立大学法人等を含めることは肝要であり、急務である。

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	本要望については、平成25年度税制改正要望以降、要望してきたもの。
ページ	1—3